

最高裁秘書第2555号

令和元年5月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月15日付け（同月17日受付，最高裁秘書第2094号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等  
「平成29年度の級別定数の改定について」と題する文書（片面で3枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 平成29年度の級別定数の改定について

- 1 平成29年度における裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第8条に規定する職務の級の定数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
- 2 この決定は、平成29年4月1日から適用する。

最 高 裁 判 所

## (別表第1)

## 平成29年度 級別定数表 (最高裁判所)

職名	行政職俸給表(一)										計
	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
課長	(3) 7	(13) 20	(8) 20								(24) 47
審査官				16							16
裁判所調査官		4	(4) 5	(11) 11							(15) 20
首席書記官		3									3
書記官			5	5	30						40
調査員								39			39
技術員		1	2	3	22	9	10	9	9	4	69
最高裁判所図書館長			1								1
最高裁判所図書館副館長			1								1
同課長			1	1							2
研修所教官		(7) 7	(2) 4	(5) 7	22						(14) 40
同事務局長	(1) 1										(1) 1
同事務局次長		2									2
同課長			3	6							9
課長補佐				3	91	3					97
係長							197	4			201
主任								154			154
専門職				2	20	111	11	5			149
一般職員									3	2	5
計	(4) 8	(20) 37	(14) 42	(16) 54	185	123	218	211	12	6	(54) 896

職名	行政職俸給表(二)					
	5級	4級	3級	2級	1級	計
技能労務職員	10	31	8	4	6	59

職名	医療職俸給表(二)			
	4級	3級	2級	計
栄養士	1	1	1	3

職名	医療職俸給表(三)			
	4級	3級	2級	計
看護師長	1	2		3
看護師			3	3
計	1	2	3	6

(注1) ( ) の数字は、判事(補)をもって充てることができる人員で内数である。

(注2) この表において「職名」とは、一般会計予算参照書における予算定員及び俸給額表上の職名をいう。

(注3) この表に定める級別定数には、次に掲げる職員に係る定数は含まれない。

- ① 休職中の職員(裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号。以下「臨措法」という。)において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。)
- ② 臨措法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条の規定により育児休業をしている職員
- ③ 臨措法において準用する国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- ④ 臨措法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第2条第4項に規定する配偶者同行休業をしている職員

## (別表第2)

## 平成29年度 級別定数表 (下級裁判所)

職名	行政職俸給表(一)										
	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
事務局 長	14	37	46	2							99
事務局 次 長			12	98	6						116
課 長			22	5	543	39					609
課 長 補 佐					54	286	6				346
係 長							1,100	204			1,304
主 任								1,896	378		2,274
検察審査会事務局 長				11	87	67					165
検察審査会事務局 課 長					22						22
同 係 長							8	138			146
裁 判 所 調 査 官		3	6	12							21
首 席 書 記 官	8	48	73	48							177
次 席 書 記 官			27	127	4						158
主 任 書 記 官				44	974	1,342					2,360
書 記 官						955	3,320	1,886	930		7,091
首席家庭裁判所調査官	2	22	16	3							43
次席家庭裁判所調査官			16	66							82
主任家庭裁判所調査官				50	404						454
家庭裁判所調査官					8	345	245	236	67		901
家庭裁判所調査官補									109		109
主 任 速 記 官					86	40					126
速 記 官						13	76				89
技 術 員					9	7	10	9			35
専 門 職				6	54	446	180	394			1,080
法 廷 警 備 員								40	29	31	100
一 般 職 員											
計	24	110	218	472	2,251	3,540	4,945	4,803	2,215	1,633	20,242

職名	行政職俸給表(二)					
	5級	4級	3級	2級	1級	計
技能労務職員	27	168	270	8	23	496

職名	医療職俸給表(一)			
	4級	3級	2級	計
医 師	2	28	20	50

職名	医療職俸給表(三)		
	3級	2級	計
看 護 師 長	41		41
看 護 師		24	24
計	41	24	65

(注1) この表において「職名」とは、一般会計予算参照書における予算定員及び俸給額表上の職名をいう。

(注2) この表に定める級別定数には、次に掲げる職員に係る定数は含まれない。

- ① 休職中の職員(裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号。以下「臨措法」という。)において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けた職員を含む。)
- ② 臨措法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条の規定により育児休業をしている職員
- ③ 臨措法において準用する国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- ④ 臨措法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第2条第4項に規定する配偶者同行休業をしている職員

(注3) 書記官2級については、4月1日から9月30日までは928である。